

パラグアイ共和国  
経済社会開発企画庁

パラグアイ共和国  
PPP による事業化促進に向けた各種  
政策・制度に係る情報収集・確認  
調査に係る調査報告書要約

平成 29 年 1 月  
(2017 年 1 月)

独立行政法人  
国際協力機構 (JICA)

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社  
カスターリア リミテッド  
株式会社パデコ

## 官民連携の法的・制度的枠組み

パラグアイ国政府は、民間部門のインフラプロジェクトへの参入を容易にするために法的・制度的枠組みの改革を行ってきた。2013年には、官民連携法として知られる法律第5102/13号が施行された。同時に、経済社会開発企画庁内に官民連携の部署（PPPユニット）を設置し、大蔵省と協力して官民連携事業の潜在能力を評価し、またその手順についての基礎を固め、必要となる手法を確立した。

しかしながら、現状においては官民連携事業の案件形成は進んでおらず、入札段階までこぎつけたのは、国道2号・7号線及びシルビオ・ペティロッシ国際空港のわずか2件だけである。これは、プロジェクトの抽出及び選定に係る明確なプロセスが欠如していること、また公共側に官民連携に対するメリット・デメリットへの理解が不足していること等、様々な要因が招いた結果である。

## 官民連携法及び関連施行令

### 官民連携法及び細則

パラグアイ国における官民連携を規定する法的・制度的枠組みは、近年制定されており、2013年に、パラグアイ国政府は官民連携促進法（正式名称：公共インフラ投資促進法。2013年法律第5102号）を公布した。本法律は、官民連携の法的・制度的枠組みに係る細則である2014年政令第1350号により、実質的に実施がなされることとなった。

### 官民連携事業の事業提案プロセス

パラグアイ国における官民連携においては、公共部門のイニシアチブと民間部門のイニシアチブという二つの事業提案プロセスがある。公共部門のイニシアチブとは、官民連携事業の契約を行う法的能力を有する政府機関が主体となり、官民連携事業を提案するプロセスを指す。これらの機関が事業実施機関となる。

一方、民間部門のイニシアチブとは、民間企業（民間提案者）より、経済社会開発企画庁のPPPユニットに対して提案される官民連携事業の提案プロセスを指す。これら民間提案者には、事業実施機関が準備するPre-F/Sと同様のPre-F/Sを実施することが義務付けられる。さらに民間提案者は、プロジェクト遂行のための資金力、法的・技術的能力を示す書類を提出しなければならない。

### リスク分担

官民連携法では、官民連携契約において公共側が負担するリスクと民間が負担するリスクを明確に定める必要があると規定している。さらに、リスクの緩和及び負担に適した立場にある側がそのリスクを負うべきであるとしている。官民連携の政令は、官民連携契約において考慮すべきリスクのカテゴリーについて、次の通り掲げている。

- エンジニアリング及び建設のリスク
- 運営リスク
- 市場リスク
- 環境及び社会紛争リスク
- ファイナンスリスク

- 政治リスク
- 偶発事象及び不可抗力によるリスク

官民連携法においては、リスクの評価及び抽出についての責任は規定されているものの、その負担に関しては基準が示されていない。

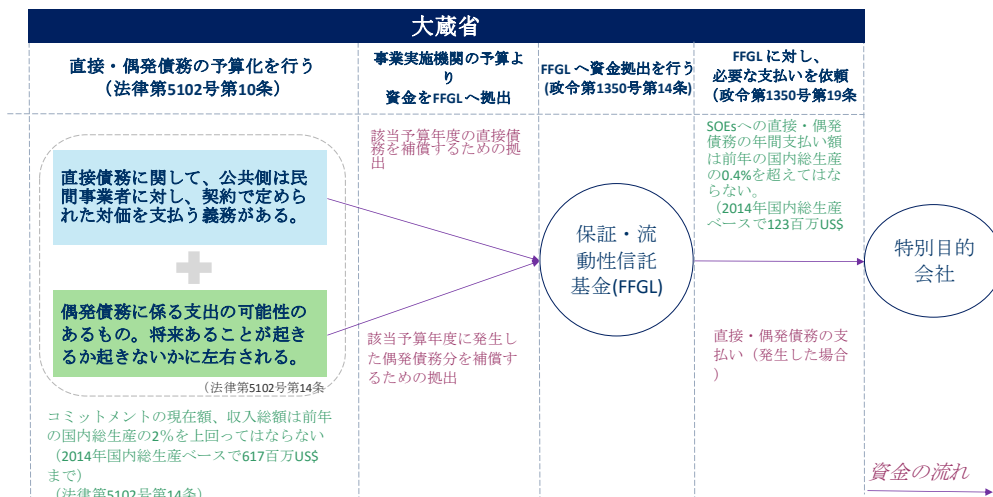
### 財政コミットメント及び保証・流動性信託基金

保証・流動性信託基金は、官民連携事業契約に基づく定量化できる確定債務、偶発債務の支払いを保証する目的で創設された。官民連携法は、保証・流動性信託基金は翌暦年の確定債務の100%の資金を積立てなければならないとしている。さらに、保証・流動性信託基金は、全ての官民連携事業に関してその時々定量化できる偶発債務の総額の少なくとも10%の資金を積立てなければならない。

官民連携法は、官民連携事業契約によりパラグアイ国が負担することのできる財政コミットメントに上限額を設けている。現法上、定量化できる確定的・偶発的財政コミットメントの総額は、前年の国内総生産の2%を超えてはならない。

確定・偶発債務の支払いの保証に充てられる資金は、大蔵省により保証・流動性信託基金（FFGL）に入金される。大蔵省は保証・流動性信託基金の委託者（資金拠出者）であり、当該基金は開発資金機構により運営されている。下図は確定・偶発債務の支払いの仕組み及び大蔵省の役割を示す。

### 大蔵省の役割および官民連携による確定・偶発債務の支払いの流れ



### 契約及び問題解決に適用される法規

官民連携法において、官民事業契約はパラグアイ国共和国法に準拠すべきであると定められている。一方で、紛争解決は、国内または国際調停が認められている。つまり、調停裁判の場所は国内・国際裁判を問わないが、調停手続きに適用される法律は、常にパラグアイ国法である。

## **パラグアイ国における官民連携の制度的枠組み**

官民連携法の制定により、官民連携事業における案件形成、評価、モニタリングに係る組織的な能力を強化する仕組みが構築された。以下に、主要な事業実施機関と関連する機関を列挙する。

### **事業実施機関**

- 公共事業通信省(MOPC)
- パラグアイ国衛生サービス会社(ESSAP)
- 公共事業通信省上下水道局(DAPSAN)
- 電力公社(ANDE)
- 民間航空局(DINAC)
- 法務省(MJ)
- パラグアイ国鉄道(FEPASA)
- アスンシオン市役所

### **プロジェクトのプロセス**

PPP 法細則 (Article 30) においては、PPP プロセスを開始するために、事業実施機関が PPP 事業を経済社会開発企画庁に提案することになっている。しかしながら、候補となる PPP 事業をどのようにインフラ整備計画のリストから抽出し PPP 候補事業として選定するかについては、明確なルールがない。現状として、それぞれの事業実施機関において、それぞれ異なる方法で、抽出・選定が行われている。案件の抽出プロセスが不透明で適正に確立されていないため、PPP パイプラインプロジェクトのロングリストが整備できていない。

官民連携法は、官民連携事業の準備について明確なプロセスを定めている。本プロセスは、それが公共部門のイニシアチブであるか、また民間部門のイニシアチブであるかによって異なる。PPP 事業の準備プロセスについては、PPP 法細則に詳しく規定されている (30 章～37 章)。準備プロセスは、①初期準備作業、②Pre-F/S 作成、③F/S 作成、④承認の 4 段階を経る。

### **官民連携事業の現在のポートフォリオ**

#### **入札中の官民連携事業**

- 国道 2 号及び 7 号線の設計、建設、車線増、運営管理及び維持管理
- シルビオ・ペティロッシ国際空港の拡張及び改良

#### **調査中の官民連携事業**

現在は 8 件のプロジェクトが調査の段階にある。これら 8 件のうち、以下の 2 件は公共部門のイニシアチブとして提案されている。その他の 6 件は民間部門のイニシアチブとして提案されている。

- 国道 1 号及び 6 号線の改修、改良及び拡張
- パラグアイ川水路の浚渫、標識、運営及び維持管理

## パラグアイ政府に対する他援助機関の支援の動向

### ① 世界銀行

世銀グループは、2010年よりPPPの促進のため、PPP法の草稿の支援や、現在入札手続きが進んでいる2案件（アスンシオン空港拡張事業、2号及7号線延長事業）に係る助言等につき、パラグアイ政府と協働を行ってきている。

### ② ラテンアメリカ開発銀行（CAF）

CAFは、パラグアイ国のPPPへの支援を行っている機関の中でも、重要な役割を担う援助機関の一つであり、多方面から支援を行っている。CAFは、PPP事業の案件形成や公共側における評価を標準化するために、2016年5月に“PPP事業の形成・評価マニュアルを作成している。また、現在入札が進行しているPPP事業の入札書類の作成に係る技術支援を行っている。加えて、PPPに関連する政府機関の関係者を対象に、PPP制度を強化するために、外国人専門家による研修コースを行っている。今後、PPP事業抽出・選定プロセスを強化するためのインフラ投資計画への支援を検討中である。

### ③ 米州開発銀行（IDB）

IDBも、パラグアイ政府のPPP関連の法的・制度的枠組みの強化を行うため、チリ国やメキシコ国から専門家を招聘し研修を行っている。また、2号及7号線延長事業のフィージビリティ・スタディーの作成において、技術支援を行っている。また、IDBは、PPP候補案件であるアルトパラナ州上下水道事業に関し、JICAとの協調融資により事業を推進していくことを検討している。

## 官民連携事業におけるリスク分担政策及び実践に係る分析

パラグアイ国の現行 PPP 法制度においては、リスク分担は、個々の PPP 事業において事業の特性やリスクの発生確率に応じケースバイケースに設定するとだけ規定されている (Decree No. 1350, Article 5)。PPP 事業に係るリスクに関連するガイドは一部において作成されているものの (以下 CAF によるガイド)、発生するリスクの分担方法に特化したガイドラインやマニュアルは整備されていない。

PPP プロセスにおける事業準備段階において、事業実施機関が Pre-F/S 及び F/S を実施することが定められており、Pre-F/S においてはリスク分析を、F/S においてはリスク分担及び評価を行うことになっている (Decree No. 1350, Chapter III)。大蔵省は、事業準備及び PPP 事業契約案作成の段階において、リスク分担や公共財政への影響について評価を行うことが定められている (Law No. 5102, Article 10)。現在入札手続きが進んでいる 2 案件 (アスンシオン空港拡張事業、2 号及 7 号線延長事業) については、案件毎に、定量的・定性的の二側面から検討がなされている。

CAF により作成された “Practical guide for the elaboration of PPP comparator” において、事業ストラクチャリング段階におけるリスク分析のステップは、①リスクの抽出、②リスクの定量化、③リスクの分類、④リスクの評価、⑤リスクの分担、そして⑥リスク分担の PPP 事業契約への規定、を行うべきである旨、示している。

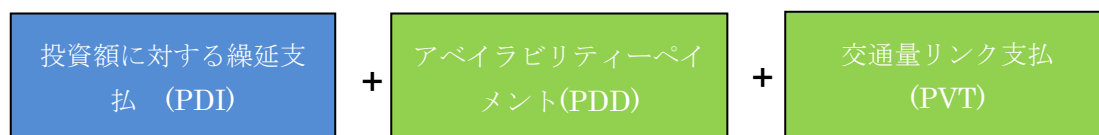
上述のとおり、リスク分担に特化したガイドライン等が存在しないため、パラグアイ国におけるリスク分担に係る政策・制度を評価・分析するために、以下においては、現在調達手続き実施中の PPP 事業におけるリスク分担の内容をレビューする。

### 国道 2 号線及び 7 号線延長事業におけるリスク分担

#### 商業リスクの分担

料金徴収自体は、民間事業者が行い徴収された料金の全額をトラストファンドへ送金することになっているが、需要リスクの大半は事業実施機関により分担される。需要リスクの分担は、本事業の支払いスキームを見ることにより、明確に理解することができる。民間事業者への支払いは、①投資額に対する繰延支払、②アベイラビリティペイメント、③交通量とリンクした支払、3つのポジションに分かれている。

#### 国道 2 号線及び 7 号線延長事業の支払いスキーム

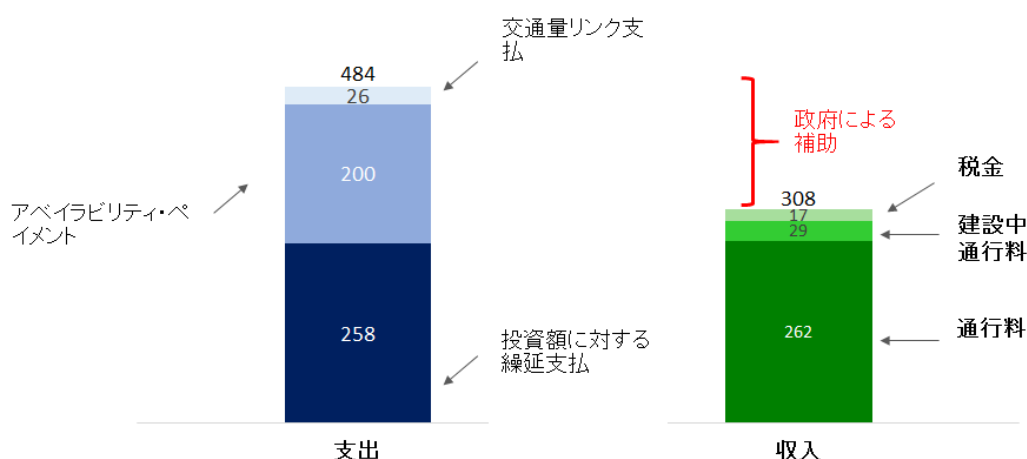


このように、初期投資費用 (CAPEX) のほぼ全額は①及び②により回収され、OPEX についてもパフォーマンスベースで支払われるためコストを回収できないリスクは低い。民間事業者が交通量に連動したリスクを負うのは、僅かアベイラビリティペイメントの約 10%のみである。このように、需要リスクは、部分的に民間事業者へ振り分けられているのみであり、需要リスクの大部分は公共側が負うことになっている。

## 商業リスク負担に起因する財務的な示唆

上述のとおり、事業実施機関が需要リスクの大半を負うことになっており、CAPEX と OPEX の大半を需要リスクに関わらず事業実施機関が民間事業者へ支払うことになっている。本事業の収支の状況について、以下、表に示す。

### 2号及7号線延長事業におけるファイナンスギャップ



出所：STP Management Report 2015 よりコンサルタントが作成

## その他のリスク分担

### ① 用地取得リスク

本事業においては、用地取得リスクは事業実施機関が負うこととなっている。緩和策としては、契約上規定されている用地の引渡しがなされない場合は当事者間で調整することになっており、また、場合によっては契約の取消がなされる。

### ② ネットワークリスク

本事業のリスクマトリックスにおいては、当該リスクは検討されていない。しかしながら、リスク抽出・分析の段階で当該リスクにつき広範な検討を行った上で、例えば、公共側は有料道路部分を避ける迂回路の建設を行わない等につき PPP 事業契約の条項に規定する等、一定の配慮を行うべきであろう。

### ③ 不可抗力リスク

本事業においては、不可抗力リスクは、事業実施機関と民間事業者との間で分担するとしている。緩和策としては、事業実施機関が補償できない部分に関しては、民間事業者が保険をかけることとしている。

### ④ 法令変更リスク

本事業においては、本事業を特定した法令変更に関しては、公共側が責任を負うこととなっている。一方で、広く一般を対象とした法令変更（例えば法人税率の改定）は、民間事業者がリスクを負うこととしている。緩和策として、経済的・財務的に重大な変更が生じる場合は、公共側による補償がなされる、若しくは、当事者間での調整を行うこととなっている。

⑤ 政治リスク／契約不履行リスク

政治リスクは、①送金リスク（配当金等を本国に送金することができなくなるリスク）、②収用・権利侵害リスク（事業遂行に関する権利や利益を政府によって奪われたり侵害されたりするリスク）、③契約違反リスク（相手国政府側による契約違反や一方的な破棄が行われるリスク）等である。本事業においては、民間事業者が当該リスクを負うことになっている。国際的な標準においては、政治リスクは公共側が負うのが通例であり、検討の余地が残る。

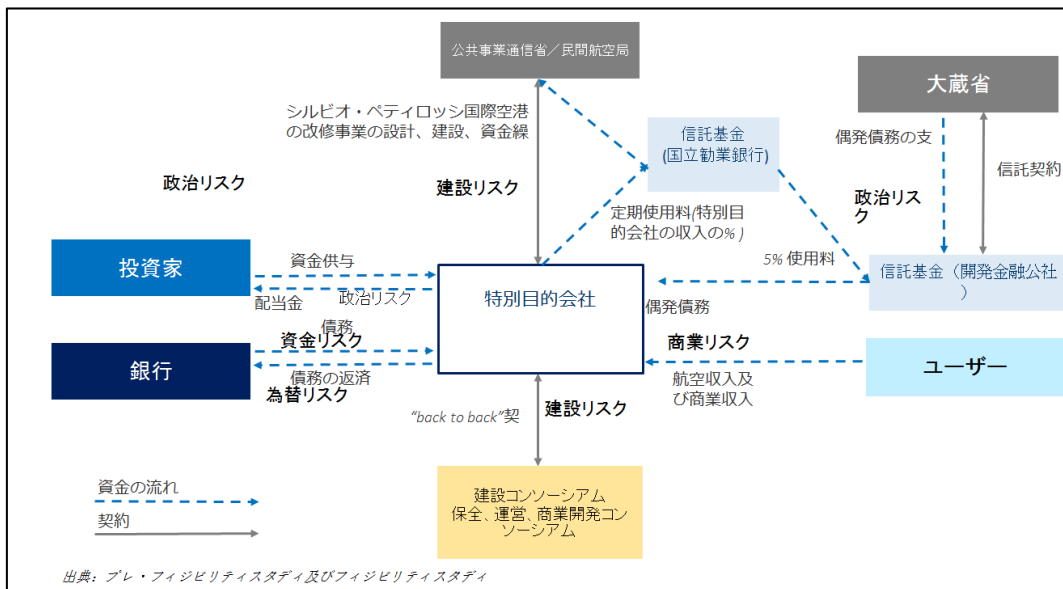
シルビオ・ペティロッシ国際空港官民連携事業におけるリスク分担の分析

民間事業者は、需要リスク、建設における超過コストのリスク、設計ミスによるリスクといった、プロジェクトの最も重要なリスクを負担している。また、公共側は、地域内の同等のプロジェクトにおいては民間が負担しているものの、建設段階での用地取得リスクを負担している。

シルビオ・ペティロッシ国際空港官民連携のリスク分担の分析

シルビオ・ペティロッシ国際空港の官民連携におけるビジネスモデルは、過去の事例を踏まえたリスク分担を行っている。シルビオ・ペティロッシ国際空港の運営に直接関係する需要リスクを民間に課している。特別目的会社(SOE)がシルビオ・ペティロッシ国際空港の航空及び営利活動に関する収入を管理、受領する役割を担っているからである。特別目的会社が適切に管理できないと判断したリスクについては、公共側負担としている。

シルビオ・ペティロッシ国際空港官民連携事業のビジネスモデル



建設リスクは民間が負担している。これは back to back 契約又は契約者間の建設請負契約によって、民間によって管理される。これにより、特別目的会社はシルビオ・ペティロッシ国際空港の建設、運営に関する全ての任務を負うことはなく、建設請負契約者が要求される任務をその責任で遂行することになる。



為替リスクも、市場に存在する金融商品を通じてカバーできることが期待されるため、民間が負担することになっている。特に、特別目的会社は債務のドルによる支払に係る為替リスクをカバーしなければならない。現在、民間が容易にアクセスできる金融商品が存在している。最後に、政治リスクは民間が負担することになっているが、その他事業においても類似のケースは散見される。

### シルビオ・ペティロッシ国際空港官民連携事業のリスク分担に係る類似プロジェクトとの比較

専門家委員会の評価結果をもとにリスク分担が検討されたが、大半は地域内の空港事業の官民連携事業が倣ったのと同様の基準に従っている。最大の相違は、用地取得の超過コストリスクの分担である。例えばチリ国やコロンビア国の空港の官民連携では、本リスクは民間が負っているが、パラグアイ国では公共側が負担している。したがって、パラグアイ国政府は建設段階において他国よりも多くのリスクを背負ったといえる。また、本事業においては移転、再配置及び公共サービス網の保護のリスクは考慮されなかった。最後に、シルビオ・ペティロッシ国際空港の官民連携においては、チリ国やコロンビア国とは異なり、抗議もしくは空港インフラの占拠のリスクは考慮されなかった。

### 政府保証に関連する制度の分析

官民連携法（law no. 5102）及び細則（decree no. 1350）に従い、PPP 契約上定められた民間事業者への支払を保証するために、「保証・流動性信託基金」が設立された。信託基金は、信託運営法（law no. 921/96）に従い、大蔵省（委託者）が開発金融公社（AFD。受託者）に委託し管理される。

公共側を代表し大蔵省が決裁者となり、個別 PPP 事業契約が締結されたら信託基金を設ける。PPP 事業契約上定められた支払いは、信託基金に積み立てられ、一般の公共財政とは別に運用される。基本的に、信託基金に積立られた資金は、国庫へ返済されることはない。全ての PPP 事業に関し、PPP 事業契約上定められた民間事業者への全ての確定債務及び 10% の偶発債務が、年度毎にプールされる。

### [Guarantee and Liquidity Trust Fund の課題]

信託基金は確定債務及び偶発債務の支払に係る保証の役割を担っているが、偶発債務に関しては、課題が残されている。先ず、積立てられる資金の規模についてであるが、信託基金には偶発債務の 10% が積立てられるものの、実際に不測の事態が生じた場合、10% の資金では十分に民間事業者における損失額をカバーできない可能性がある。残り 90% のうち一定程度の偶発債務の発生に伴う支払いのための財源を制度的に確保し、これを一般会計と区別して予算計上することにより、偶発債務の管理は強化されるであろう。

偶発債務の積立額の評価についても、課題がある。偶発債務を積立てるためには、偶発債務の評価額をアセスメントしなければならないが、予測の変動性や評価の困難性が高いため、その定量化は専門性が求められる。偶発債務の評価マニュアル（認識、見積、予算化）が必要とされるであろう。

## 官民連携の法的・制度的枠組みの改正及び強化への提案

官民連携の枠組みを強化し、官民連携の発展を推し進めるために、パラグアイ国政府に以下の対策をとることを提案する。

### 官民連携の制度的枠組み及び制度的能力強化のアクション

- インフラ投資計画を改善するための**ユニットの設立**（または既存のユニットに権限を与える）。官民連携事業として案件形成される可能性のあるプロジェクトの抽出、選定及び優先順位付けプロセスを指揮・監督し、どのプロジェクトがこういった契約形態（公共事業、PPP 事業）によって実施されるべきかを決定する役割を果たす。
- 政府の必要に応じて調査又は助言を行う**官民連携の専門家委員会**を設立する。この専門家委員会により、政府は公共側が有していない専門的な技術面、法律又は金融面での知識が必要になった場合、国内及び海外の専門家の経験を活用することができるようになる。
- 官民連携事業を推進する能力を強化するための**官民連携の研修プログラムの作成、導入**。プログラムは経済社会開発庁の PPP ユニット、大蔵省、公共事業通信省、その他省庁、事業実施機関および自治体職員を含む、パラグアイ国内の官民連携に関わる職員を対象とする。

### 有償資金協力の支援可能性

#### VGF の仕組みと特徴

VGF とは、公共事業において、事業を実施するに足る経済的便益は認められる一方で、政治的・社会的事情等により投資コストを反映できる利用料金を設定出来ず、商業資金ではファイナンス困難で財政的に成立しない事業に対して、政府（事業実施機関）がキャッシュフローの平準化のために民間事業者に補助金を供与するスキームである。

#### VGF 円借款制度の概要

VGF 円借款とは、商業資金のみではファイナンスすることが困難な PPP 事業に対して支援国政府が VGF による財政支援を行う際に、その資金として円借款を供与する仕組みである。支援国政府が調達する財・サービスを限定するものではなく、アンタイトで実施される。また、原則として、本邦企業が出資する事業が対象とされ、支援国のカントリーリスクの問題等から一般の金融機関の貸付等によるバックファイナンスが成立しない案件を対象としている。

#### VGF 円借款の適用に関するメリット及び留意点

VGF に譲許的融資である円借款を利用することにより、パラグアイ政府は返済期間が長期な資金を調達することができ、財政負担の縮小が可能となる。また、国債発行や民間銀行の融資等による資金調達よりも低い金利で借りることが可能となるため、政府の加重平均資本調達コスト（WACC）の縮小と事業の財政的実行可能性が高まる。

他方、パラグアイ政府が借款を活用する場合、政府債務の持続可能性 (debt sustainability) が健全な推移で保たれる必要がある。そのため、借款供与後にもパラグアイ政府が主体的に債務の管理を行い、債務返済能力が維持されることが求められる。また、VGF 円借款が適用された事業に対しては、事業の運営コストや収益性の把握に加えて、為替変動リスクも考慮した支援国政府及び事業実施機関による管理責任の確保が必要となる。

### **EBF 円借款制度の概要**

EBF 円借款スキームとは、支援国政府機関（国営企業等）と民間事業者が特別目的会社（SPC）へ出資するインフラ整備事業において、政府機関（国営企業等）の出資を補填する手段として円借款を活用する制度である。当該スキームにおいては、調達する財・サービスは限定されずに、アンタイドで実施される。一方で、途上国のカントリーリスクの問題等で、一般の金融機関の貸付等によるバックファイナンスが成立しない案件が対象となる。

### **EBF 円借款の適用に関するメリット及び留意点**

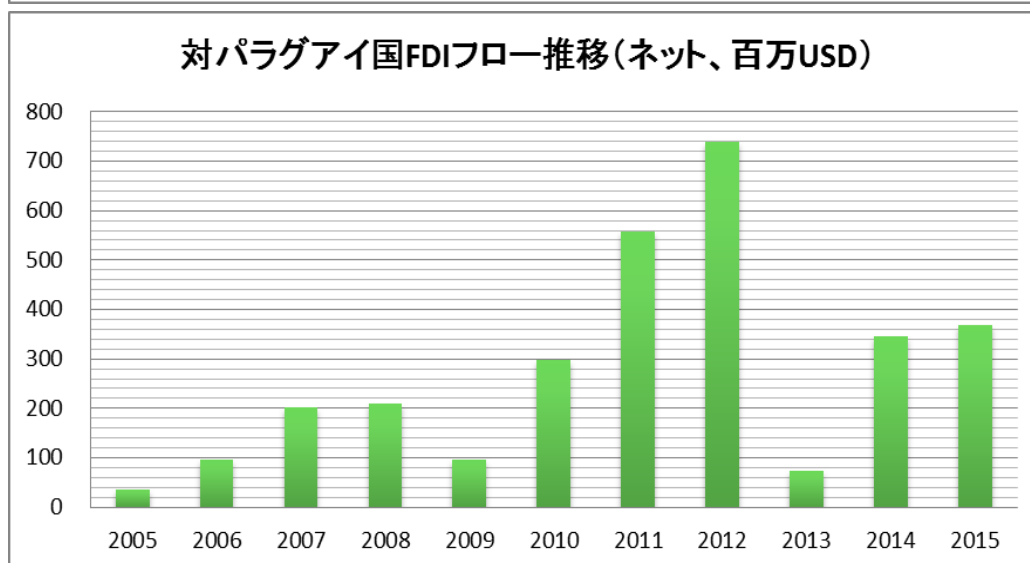
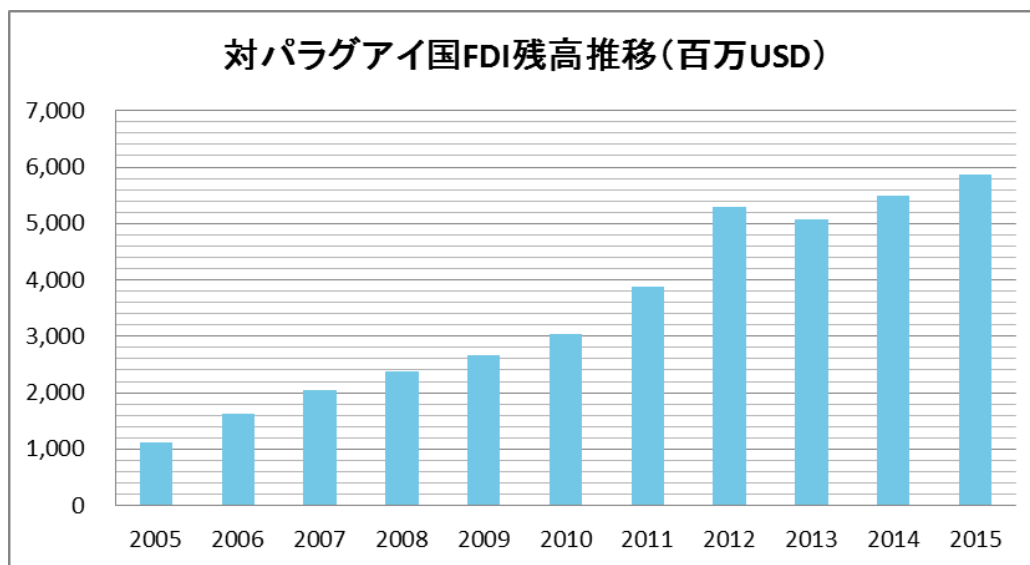
政府機関（国営企業等）と民間事業者が共同で SPC へ出資を行う形態の官民連携事業に関し、政府機関側の出資金の不足分を円借款で補填することにより、政府機関側の信用力を高め、政府機関から確実に SPC へ出資金が拠出されることを確保することが可能となる。事業収入のみでは財務的に実行可能性が低い事業においては、不足分は補助金により補填する必要があるが、政府側により拠出すべき出資金（補助金）を円借款により資金調達することにより、より多くの事業を Bankable な事業することが可能となる。

## 対内直接投資（inward FDI）促進政策・制度

パラグアイにおける対内直接投資（inward FDI）の現状及び FDI 促進政策・制度について説明する。対パラグアイ投資は近年増加傾向が続いており、2015 年末時点の FDI 累計額は約 58.6 億米ドルに達している。2013 年に発足したカルテス大統領は、元実業家であり、投資優遇制度を中心にパラグアイ国の魅力を対外的にアピールし、投資誘致を図っている。

世界経済の低迷の影響により、現政権 3 年間のネットフローは、政権発足前程の投資は呼び込めていないが、着実に投資額を増加させている。

対パラグアイ国投資を国別に分析すると、米国、ブラジル国、アルゼンチン国、スペイン国の順に投資累計額（ストック）が多い。一方、2014 年のネットフローを見ると、ブラジル国、米国、パナマ国、グアテマラ国の順に投資が多いことが分かる。近年はブラジル経済の低迷により、ブラジル国企業がよりビジネス環境の良いパラグアイ国に生産拠点を移している（駐日パラグアイ国大使館ヒアリングより）。



(出所：パラグアイ国中央銀行のデータを基に調査チームが作成)

## 主な FDI 促進諸制度の詳細と利用状況

	(1)投資促進法	(2)フリーゾーン法	(3)マキラ法
制定	1990年(ただし、2004年に大幅改正)	1995年 (2002年運用開始)	1997年 (2001年運用開始)
優遇・恩恵	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 設備の輸入関税免除</li> <li>▶ 配当課税免除</li> </ul>	「フリーゾーン税」(売上高に対して0.5%課税)を除き、免税	「マキラ単一税」(付加価値に対して1%課税)を除き、保税
期間	5～10年間	運営管理会社との契約による(2032年まで)	定めなし。ただし、原材料輸入日から6ヶ月以内に再輸出しなければならない。
所管省庁	商工省及び大蔵省	大蔵省及び商工省	商工省及び大蔵省
利用状況	約2,500社	グローバル・フリーゾーン: 16社	108社

### (1)投資促進法

#### (ア)対象

以下の形態により投資を行う自然人または法人を対象とし、国籍は問わない。

- a) 政府が定める条件下で行われる現金、融資、サプライヤーズ・クレジット等
- b) 資本財生産のためのローカル産業向け資本財、原材料及び投入財
- c) ブランド、デザイン、産業モデル及びプロセス、ライセンスが可能な技術移転
- d) 専門的技術支援サービス
- e) 資本財の賃貸
- f) その他政府が定める形態

#### (イ)期間

5年間。ただし、計画企画庁が策定したプログラムに定められる開発優先地域に投資を行う場合は10年間。

#### (ウ)優遇・恩恵

- ・投資プロジェクト実施前の設備の輸入に対する関税の免除
- ・付加価値税 (IVA) の免除
- ・投資額が5百万米ドルを超える場合、配当にかかる税金の免除 (10年間)
- ・投資額が5百万米ドルを超える場合、ローン金利等の支払いに伴う海外送金にかかる税金の免除
- ・払込資本にかかる税金の免除 (5年間)
- ・法人設立・登記にかかる税金の免除
- ・資本財輸入にかかる銀行準備金の免除
- ・印紙税の免除

#### (エ)申請手続き

① 居住許可書の取得（約 6 ヶ月間。それ以上かかる場合もある）

居住許可書は、商工省内の「開業廃業統一システム（SUACE）」にて手続きを行う。必要書類は、パスポート、出生証明書、婚姻証明書、無犯罪証明書、入国カード（または入国スタンプが押印されたパスポート）、健康証明書、居住証明書、外国人前歴証明書、インターポール証明書、支払能力証明書、法律宣誓書、手数料支払証明書。

② 法人設立（約 3 ヶ月間）

法人設立は、商工省内の「開業廃業統一システム（SUACE）」にて手続きを行う。必要書類は、定款、登記申請書、公正証書、法定代理人個人証明、役員個人証明、賃貸契約書の写しまたは不動産税支払証明書、手数料支払証明書、従業員リスト、雇用契約フォーム、従業員の個人証明。

③ 投資プロジェクトの申請（約 1 ヶ月～2 ヶ月）

商工省が窓口となっている。その後、投資審議会（注：商工省、農牧省、経済社会開発企画庁、中央銀行、パラグアイ工業連合、生産工業商業連盟の代表者によって構成され、月に一回会合が開かれる）が投資プロジェクトの申請を受けた日から 60 日以内に決定を行う。

④ 所管省庁の承認（約 15 日間）

上記決定を受け、商工省及び大蔵省は 15 日以内に投資プロジェクトの可否について決定を行う。

## (2) フリーゾーン法

### (ア) 対象

下記事業を実施する企業

- ・ 商業：仲介目的の財の収容
- ・ 工業：輸出向け財の製造（組立てを含む）
- ・ サービス：設備及び機械の修理・メンテナンス

### (イ) 期間

フリーゾーンはコンセッション方式で運営されており、委託期間は 30 年間と定められている。

### (ウ) 優遇・恩恵

#### A. コンセッションエア

- ・ 投資促進法が定める優遇措置
- ・ フリーゾーンのインフラのための資本財輸入にかかる税金の免除
- ・ 使用者に対するサービスにかかる付加価値税（IVA）の免除
- ・ ユーザーに提供される港湾設備にかかる税金の免除

#### B. ユーザー

- ・ 第三国への販売にかかる売上高に対して 0.5%を課税する「フリーゾーン税（Impuesto de Zona Franca）」を除き、全ての国税・県税・市税が免除。
- ・ 投資促進法が定める優遇措置
- ・ 商品輸入にかかる手続きの簡略化
- ・ 積荷の安全な保管

- ・法令第 525/95 号に定める品目を除きあらゆるものが輸入可能
- ・関税の一時的免除
- ・フリーゾーンのインフラのための資本財輸入にかかる税金の免除
- ・ユーザーに対するサービスにかかる付加価値税（IVA）の免除
- ・ユーザーに提供される港湾設備にかかる税金の免除等。

#### (エ) 申請手続き

##### ① 居住許可書の取得（約 6 ヶ月間。それ以上かかる場合もある）

居住許可書は、商工省内の「開業廃業統一システム（SUACE）」にて手続きを行う。必要書類は、パスポート、出生証明書、婚姻証明書、無犯罪証明書、入国カード（または入国スタンプが押印されたパスポート）、健康証明書、居住証明書、外国人前歴証明書、インターポール証明書、支払能力証明書、法律宣誓書、手数料支払証明書。

##### ② 法人設立（約 3 ヶ月間）

法人設立は、商工省内の「開業廃業統一システム（SUACE）」にて手続きを行う。必要書類は、定款、登記申請書、公正証書、法定代理人個人証明、役員個人証明、賃貸契約書の写しまたは不動産税支払証明書、手数料支払証明書、従業員リスト、雇用契約フォーム、従業員の個人証明。

##### ③ フリーゾーンの利用申請（約 1 週間）

ユーザーとしてフリーゾーンを利用する場合、フリーゾーンを運用する企業（コンセッションネア）に申請手続きを行う。

### (3) マキラ法

#### (ア) 対象

第 3 国への再輸出を行う企業。株式会社、合同会社、支店等、会社形態を問わない。

#### (イ) 期間

マキラ法の適用について、年限は設定されていない。ただし、原材料を輸入した日から原則として 6 ヶ月以内に再輸出しなければならない。2015 年の法改正により、最大 24 ヶ月の保税が可能となった（SECNIME へのヒアリングより）。

#### (ウ) 優遇・恩恵

- ・パラグアイ国において発生した付加価値または製品価値の総額のうち金額の高い方に対して 1%のみ課税する「マキラ単一税（Tributo Único Maquila）」を除き、全ての国税・県税・市税が免除。「付加価値」とは、パラグアイ国で購入した財、サービス（電気、水、電話、専門的サービス、賃貸料、保険料等）及びパラグアイ国で支払われた給料の合計額。
- ・再輸出向けの商品の生産に必要な原材料及び投入財を輸入する際の保税
- ・現地調達時の付加価値税（IVA）還付

#### (エ) 申請手続き

##### ① 居住許可書の取得（約 6 ヶ月間。それ以上かかる場合もある）

居住許可書は、商工省内の「開業廃業統一システム（SUACE）」にて手続きを行う。必要書類は、パスポート、出生証明書、婚姻証明書、無犯罪証明書、入国カード（または入国スタンプが押印されたパスポート）、健康証明書、居住証明書、外国人前歴証

明書、インターポール証明書、支払能力証明書、法律宣誓書、手数料支払証明書。

②法人設立（約3ヶ月間）

法人設立は、商工省内の「開業廃業統一システム（SUACE）」にて手続きを行う。必要書類は、定款、登記申請書、公正証書、法定代理人個人証明、役員個人証明、賃貸契約書の写しまたは不動産税支払証明書、手数料支払証明書、従業員リスト、雇用契約フォーム、従業員の個人証明。

③マキラ・プログラムの申請（約1ヶ月～2ヶ月）

商工省の国家輸出マキラドーラ産業審議会事務局（SECNIME）が窓口となっており、「マキラ計画書」を提出する。マキラ計画書には、産業プロセスの説明及び性質、輸入、生産、輸出、雇用創出、付加価値、廃材・損耗率の詳細、実行計画等を記入する（雛型は国家輸出マキラドーラ産業審議会事務局（SECNIME）で入手できる）。マキラ計画書には、外国親会社と締結した契約書（「マキラ契約書」）を添付する必要があるが、提出までに準備できない場合はLOIでも可。

その後、国家輸出マキラドーラ産業審議会がマキラ・プログラムの申請を受けた日から60日以内に決定を行う。

④所管省庁の承認（約2ヶ月）

上記決定を受け、商工省及び大蔵省はマキラ・プログラムの可否について決定を行う。商工大臣及び財務大臣が署名する決議（Resolución Biministerial）がなされる。

⑤マキラ契約の提出

マキラ申請企業は、④の決議がなされてから120日以内に、外国親会社と締結した「マキラ契約書」を提出しなければならない。提出後、マキラ事業を開始することができる。